4. 町屋や一般的建造物の町並みづくりに向けた保存・修景基準

◆町屋の保存・修景と町並みづくりの方法

町並みづくりについては、その町並みを地域で共有する空間としてとらえ、新町・古町地区の城下町の風情が感じられる町並みへと整えていくためには、町屋などの伝統的様式を備えた建造物（伝統的様式建造物）を修理・維持するとともに、それ以外の建造物については、町屋などの伝統的様式建造物と調和するための修景を行っていくことが必要です。

町屋などの伝統的様式建造物の保存・修景は、元来の意匠をできるだけ残すことを基本とします。それ以外の建造物の修景は、空調室外機やメーター類を木製格子で囲うことや樋をプラスチック製から銅製に取り替えることなどがあります。また、看板や広告などを電飾のものから木製板を用いたものに替えるという方法もあります。

修景事例			
		改修前	改修後
町屋などの伝統的様式建造物	新町　光助		
	古町　川上酒店		

新築の事例	
一般建造物	 京都市の事例 古町の事例 新町の事例

◆保存・修景基準

新町・古町らしい町並みづくりを進めるための建築物などの保存・修景基準を次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th>保存・修景基準</th></tr>
<tr><th>伝統的様式建造物（町屋など）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の形態</td><td>高さ</td><td>・通りに面するところは、原則として２階までとする。

古町の事例</td></tr>
<tr><td>庇</td><td>・１階に庇をつける。

新町・古町の事例</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">保存・修景基準</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">城下町づくりモデル街区内の一般建造物</td></tr>
<tr><td>・中高層の建築物では、道路に面するところは、原則として低層階として、周辺の建物の高さと調和を図る。

京都市の事例</td><td>高さ</td><td rowspan="2">建築物の形態</td></tr>
<tr><td>・低層部に庇をつけ、庇の連続性の演出を図る。

京都市の事例
古町の事例</td><td>庇</td></tr>
</table>

◆保存・修景基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>保存・修景基準</td></tr>
<tr><td>伝統的様式建造物（町屋など）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の形態</td><td rowspan="2">開口部</td><td>・原則は格子、虫籠窓等の伝統的様式とし、木製建具を用いることとする。木製建具以外を用いる場合、建具は格子の内側に納めるか、自然素材色に近い落ち着いた色彩とする。

滋賀県大津市の事例

古町の事例

古町の事例

滋賀県大津市の事例

滋賀県大津市の事例

古町の事例</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">保存・修景基準</th><th rowspan="2"></th></tr>
<tr><th colspan="2">城下町づくりモデル街区内の一般建造物</th></tr>
<tr><td>・格子や出格子等を設けるなど、和を基調としたものとする。

京都市の事例</td><td rowspan="2">開口部</td><td rowspan="2">建築物の形態</td></tr>
<tr><td>・木製建具以外を用いる場合は、格子の内側に納めるか、自然素材色に近い落ち着いた色彩とする。

新町の事例
京都市の事例</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>保存・修景基準</td></tr>
<tr><td>伝統的様式建造物（町屋など）</td></tr>
<tr><td>建築物の形態</td><td>屋根</td><td>・勾配屋根とし、切妻平入りを原則とする。
・屋根の勾配は、町並みに合うように配慮し、日本瓦とする。

古町の事例</td></tr>
</table>

保存・修景基準		
城下町づくりモデル街区内の一般建造物		
・勾配屋根とし、切妻平入りを原則とする。 ・屋根の勾配は、町並みに合うように配慮し、原則として日本瓦とする。 京都市の事例	屋根	建築物の形態

◆保存・修景基準

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>保存・修景基準</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>伝統的様式建造物（町屋など）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の形態</td><td rowspan="2">壁面</td><td>・壁面は、町並みにそろえる。後退する場合は、門や塀で町並みの連続性を保たせる。

京都市の事例

川尻の事例</td></tr>
<tr><td>・木・石・漆喰などの伝統素材又はそれらと調和するものとする。

板貼り　古町

漆喰塗り　古町
 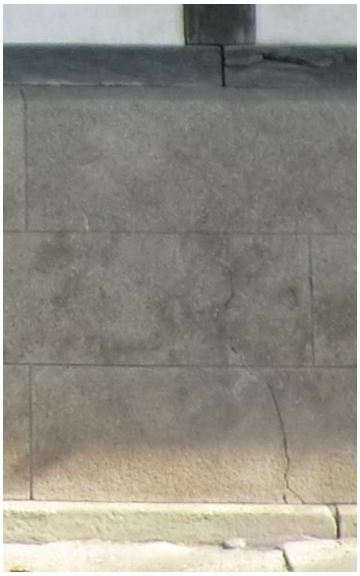
自然石貼り　川尻</td></tr>
</table>

保存・修景基準		
城下町づくりモデル街区内の一般建造物		
・壁面は、町並みにそろえる。大きく後退する場合は、門や塀で町並みの連続性を持たせる。 京都市の事例 新町の事例	壁面	建築物の形態
・色彩は、伝統的様式建造物と調和する落ち着いたものとする。 新町の事例		

◆保存･修景基準

<table>
<tr><th></th><th></th><th>保存･修景基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物</td><td rowspan="2">門・塀</td><td>・塀は、木、漆喰、瓦を使用することにより、町並みに調和する和風の意匠とする。

内坪井町の事例

新町の事例

新町の事例</td></tr>
<tr><td>・ガレージの塀は、町並みと調和した和風の意匠とする。

京都市の事例

金沢市の事例</td></tr>
</table>

保存・修景基準		
・門は、和風門とする。 古町の事例 新町の事例	門・塀	工作物
・空地・駐車場は、和風塀等を設けて町並みに連続性をつくる。 京都市の事例		

◆保存・修景基準

<table>
<tr><th></th><th></th><th>保存・修景基準</th></tr>
<tr><td rowspan="1">工作物</td><td>設備</td><td>・空調室外機等の設備機器は、通りから見えにくい位置に置くこととするが、やむを得ない場合は、格子等で囲う。

京都市の事例

古町の事例

京都市の事例</td></tr>
</table>

保存・修景基準		
・屋外広告物は、原則として自家用広告物とし、外観を大きく隠さない形状で、町並みに調和した意匠・材料とする。また、色調は、町並みに調和する落ち着いたものを原則とし、原色は使用しない。 古町の事例 新町・古町の事例	広告物	工作物

◆保存・修景基準

<table>
<tr><th></th><th>保存・修景基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>・通りに面して花を飾る、バンコを設けるなど道行く人を町並みでもてなすように演出する。

岐阜県高山市

岐阜県高山市</td></tr>
<tr><td>・お店などは、のれんやちょうちんを掛けるなど、客を楽しませる店構えを演出する。

古町の事例

古町の事例

古町の事例

岐阜県高山市の事例</td></tr>
</table>

保存・修景基準	
・自動販売機の色彩は、町並みや建物に調和したものとする。 熊本市の事例（城彩苑） 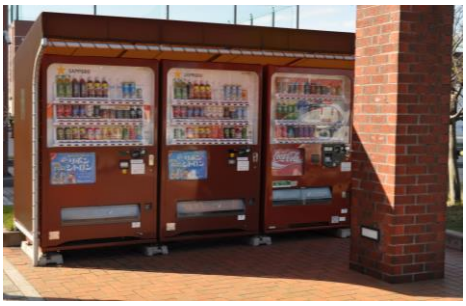 北九州市門司の事例	その他
・坪井川沿いは、植樹や壁面緑化をするなど緑の手入れをし、川側にも顔を向けた町屋を核とする落ち着いた空間をつくる。 京都市の事例 京都市の事例	